（証券コード　7249）
平成28年６月８日

株主各位

名古屋市東区矢田三丁目16番85号
尾張精機株式会社
代表取締役社長　兵藤光司

第173回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第173回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時までに到着いたしますように、ご返送をお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　尾張旭市下井町はねうち2345番地の1
当社　旭工場　第二会議室
〔末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。〕

３．目的事項

報告事項
１．第173期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第173期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第８号議案　役員賞与支給の件

以　上

（お願い）
１．添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.owariseiki.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事業報告

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用と設備投資拡大に向けた企業の姿勢が続き回復基調ではありましたが、金融市場は、原油価格の下落やマイナス金利導入などにより動揺することがありました。世界経済では、米国は内需がけん引する形で堅実に推移し、欧州経済も生産と消費ともに底堅く推移したと言えますが、中国は成長が鈍化するなど低調であり、新興国経済も減速しました。

（生産、受注および販売の状況）　（単位：千円）

製品別	生産高		受注高	受注残高	売上高			
					当事業年度		前事業年度	
精密鍛造品	5,541,128	47.7%	5,541,128	926,322	5,516,329	44.9%	5,412,903	44.5%
ね じ 類	5,752,176	49.6	6,487,226	857,671	6,438,984	52.3	6,338,515	52.1
航空機部品	312,064	2.7	352,447	170,861	348,164	2.8	419,302	3.4
合 計	11,605,368	100.0	12,380,801	1,954,854	12,303,477	100.0	12,170,720	100.0

こうした状況のもと当社は、お客様のニーズに合った高品質な製品開発と販売強化をすすめた結果、売上高は、12,303百万円となり前年同期に比べ132百万円（1.1％）の増収となりました。この売上高の増加により、30百万円の営業利益（前年同期は30百万円の営業損失）となりましたが、為替差益から為替差損へ転じたことにより、経常利益は123百万円と前年同期に比べ198百万円（△61.6％）の減益となりました。

また、当期純利益も119百万円となり前年同期に比べ128百万円（△51.7％）の減益となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

①当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第170期 平成25年3月	第171期 平成26年3月	第172期 平成27年3月	第173期 平成28年3月 (当事業年度)
売上高	12,617百万円	12,399百万円	12,170百万円	12,303百万円
当期純利益	352百万円	429百万円	248百万円	119百万円
1株当たり当期純利益	30円94銭	37円30銭	21円44銭	10円36銭
総資産	13,883百万円	13,490百万円	13,275百万円	12,197百万円
純資産	7,771百万円	8,233百万円	8,593百万円	8,494百万円

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は政府が主導する経済政策のもとでの景気拡大と輸出回復が期待されますが、世界経済は新興国経済の減速懸念が払拭されず、非常に見通しづらい状況にあります。

このような厳しい経営環境が続く中、当社はお客様ニーズに合った製品開発、品質向上と生産の効率化を進め、健全で安定した企業基盤を作ってまいります。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

区　分	主要製品
精密鍛造品	シンクロナイザーリング、シフトフォーク、端子金具
ねじ類	タッピンねじ、十字穴付き小ねじ、各種ナット、 四点切欠けボルト、作業性向上ボルト、段付きボルト
航空機部品	セルフロッキングナット、プレートナット、特殊ナット、 スクリュー、ボルト、機械加工部品

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

（平成28年３月31日現在）

①主要な営業所及び工場

名　称	所在地
本社および本社工場	愛知県名古屋市
旭工場	愛知県尾張旭市
美濃工場	岐阜県美濃市
広島営業所	広島県広島市

②使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
295名	7名減	43歳2ヶ月	15年4ヶ月

（注）上記使用人の他、臨時使用人の平均雇用人員は83人であります。（1日8時間換算）

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社守山製作所	24百万円	100.00%	ナット類の製造販売
株式会社江南螺子製作所	10百万円	100.00	ねじの製造販売
株式会社美濃コーティング	10百万円	100.00	表面処理加工
ＯＳＲ，ＩＮＣ．	4.5百万米ドル	93.33	ねじの製造販売
OWARI PRECISION PRODUCTS (INDIA) PVT.LTD.	140百万ルピー	100.00	シンクロナイザーリングの製造販売
ＯＹＴ　ＣＯ.，ＬＴＤ.	103.1百万バーツ	89.99	シフトフォーク及びシンクロナイザーリングの製造販売ねじの販売

（注）OWARI PRECISION PRODUCTS（INDIA）PVT.LTD. の当社の議決権比率は、子会社が保有する議決権を含んでおります。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	29,100千円
株式会社中京銀行	29,100千円
株式会社十六銀行	27,791千円
三井住友信託銀行株式会社	24,000千円

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する配当額の決定を最重要政策として位置付けており、自動車業界における受注競争・技術革新に対応した設備投資を行い、新製品・新技術の開発、生産の合理化、品質の向上を図り、企業体質を一層強化して、安定的な配当の継続を基本に、業績に応じて成果の配分を行うことを方針としております。

また当社は、剰余金の配当等について、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に

定めております。さらに当社は、取締役会の決議によって、毎年９月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当期末の配当金につきましては、平成28年５月27日開催の取締役会において、上記の方針に基づき、１株につき３円として実施させていただくことを決議いたしました。これにより、中間配当金３円と合わせまして、年間配当金は１株につき６円となりました。

２．株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　28,052,000株

(2) 発行済株式の総数　　11,557,471株
（自己株式102,029株を除く）

(3) 株主数　　1,079名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日立金属MMCスーパーアロイ株式会社	1,436千株	12.43%
トヨタ自動車株式会社	1,164千株	10.08%
株式会社三菱東京UFJ銀行	549千株	4.76%
三井住友信託銀行株式会社	526千株	4.55%
アイシン・エーアイ株式会社	495千株	4.28%
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	432千株	3.74%
エムエスティ保険サービス株式会社	350千株	3.03%
三菱UFJリース株式会社	346千株	3.00%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	315千株	2.73%
株式会社中京銀行	295千株	2.56%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
兵藤光司	代表取締役社長（経営全般）	――
児玉啓二	取締役（総務部長）	――
亀井　勇	取締役（本社工場長および本社工場・美濃工場の生産・技術・品質担当）	――
小林　茂	取締役（営業２部長）	――
平松繁孝	取締役（旭工場長、技術部長(旭)兼技術部開発室長および旭工場の生産・品質・技術、改善推進室担当）	――
小林俊彦	取締役（営業１部長）	――
尾嵜政行	常勤監査役	――
須田佳孝	監査役	日立金属MMCスーパーアロイ株式会社常務取締役桶川事業所長
伊藤真弘	監査役	丸の内中央総合事務所グループ代表 税理士法人丸の内中央総合事務所代表 有限会社はたやコーポレーション代表取締役

（注）１．監査役須田佳孝氏および伊藤真弘氏は、社外監査役であります。
２．伊藤真弘氏は税理士の有資格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は伊藤真弘氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

取締役８名　　97,385千円

監査役３名　　17,180千円（うち社外２名　5,700千円）

（注）上記金額には、第172回定時株主総会において決議された役員賞与18,500千円（取締役７名に対し17,000千円、監査役３名に対し1,500千円（うち社外２名に対し500千円））と、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額および退職慰労金として11,615千円（取締役８名に対し10,335千円、監査役３名に対し1,280千円（うち社外２名に対し400千円））を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

①監査役　須田佳孝

ア．他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

日立金属ＭＭＣスーパーアロイ株式会社の常務取締役桶川事業所長であり、日立金属ＭＭＣスーパーアロイ株式会社は当社の主要株主であります。

イ．当事業年度末における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

(イ)監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

(ウ)主な活動状況

主に法令や定款順守の見地から、経営に係わる議案の審議や取締役の職務執行等について必要な発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。

②監査役　伊藤真弘

ア．他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

丸の内中央総合事務所グループ代表、税理士法人丸の内中央総合事務所代表および有限会社はたやコーポレーションの代表取締役であり、当社は丸の内中央総合事務所グループ、税理士法人丸の内中央総合事務所および有限会社はたやコーポレーションとの間に特別の関係はありません。

イ．当事業年度末における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況

出席率は92.9％であります。

(イ)監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

(ウ)主な活動状況

主に法令や定款順守の見地から、経営に係わる議案の審議や取締役の職務執行等について必要な発言

を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は見識の高い２名の社外監査役を含む３名の監査役が充実した監査を実施し、また内部統制システムについても業務の適正が確保できる体制をしっかり確立してまいりましたが、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、平成28年６月24日開催予定の定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関する議案、および社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　17,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　17,000千円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計

監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保する体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は法令順守および社会倫理の順守を企業活動の基本としております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定しております。

③取締役は部課長報告会および各種委員会に出席し使用人の職務遂行状況の確認と監視を行っております。

④社長直轄の組織として内部統制室を設置し、内部統制室は業務執行状況の内部監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告しております。

⑤反社会勢力による経営活動への関与については毅然とした態度で臨み、総務部を窓口として警察等外部機関や関連団体との信頼関係の構築および情報交換との連携を取り、反社会勢力の排除を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、経営に関する情報の社外への流出防止ならびに経営に関する情報の保存および管理を徹底します。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会で全社的なリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努め、取締役は「生産活動に直結する危機管理要領」に基づき管轄する部門のリスクコントロールを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①全取締役および監査役が出席する取締役会を毎月１回開催し、法令および定款で定められた事項のほか、重要事項はすべて付議し、業績の進捗についても論議して対策等を検討しております。

②経営上重要な事項については週１回取締役による情報交換会を開催し審議しております。

(5) 事業報告作成会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の非常勤取締役または非常勤監査役は、当社取締役、監査役および従業員から選任し、子会社を監査、監視しております。

②取締役は海外子会社について週報、月次決算書類、監査報告書の内容確認を行い、また適宜現地にて業務執行状況の確認・監視を行っております。

③取締役は国内子会社からは毎月の月次決算について詳細な報告を受け、内容確認を行い、また適宜子会社の視察を行い業務執行状況の確認・監視を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

原則として特定はしておりませんが、必要に応じて適宜総務部および関係部署で対応しております。

(7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人はその業務に関し取締役からの干渉を排除するとともに、人事異動、評価等人事権に係る事項について、事前に監査役に報告し、監査役の承認を得ております。

(8) 取締役及び使用人が監査役又は監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は監査役または監査役会またはその他の監査役からの照会事項を遅滞なく照会を受けたところへ報告しております。

(9) 監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに関する事項

監査役が職務執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、明らかに必要がないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の監査は、取締役からの干渉を排除しております。
②監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を実施しております。
③内部統制室と密接な連携を保ち、監査役監査の実効性を高めております。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき、当期において以下の具体的な取り組みを行いました。

①主な会議の開催状況は、取締役会を年14回開催し、取締役

の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が出席いたしました。その他、監査役会年７回、経営協議会年７回、部課長報告会を年９回開催いたしました。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画等に基づき監査を行うとともに、当社取締役および内部統制室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図りました。

③内部統制室は、2015年度内部監査計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

④海外子会社については、取締役による業務執行状況の確認・監視および会計監査人による監査を現地にて実施いたしました。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6,017,109	流動負債	3,428,717
現金及び預金	1,672,674	支払手形	106,313
受取手形	84,770	買掛金	2,415,973
売掛金	2,396,974	1年内返済予定の長期借入金	109,991
商品及び製品	501,193	未払金	78,590
仕掛品	473,655	未払費用	411,415
原材料及び貯蔵品	571,098	未払法人税等	13,999
前払費用	12,333	未払消費税等	6,114
短期貸付金	103,853	預り金	32,894
未収入金	179,515	賞与引当金	194,000
その他	21,039	役員賞与引当金	18,500
		製品保証引当金	15,700
固定資産	6,180,183	設備購入支払手形	25,225
有形固定資産	3,578,075		
建物	1,355,816	固定負債	273,956
構築物	22,410	繰延税金負債	144,528
機械及び装置	1,140,349	役員退職慰労引当金	31,120
車両運搬具	13,401	資産除去債務	98,307
工具、器具及び備品	45,110	負債合計	3,702,673
土地	777,687	（純資産の部）	
リース資産	15,234	株主資本	8,181,520
建設仮勘定	208,065	資本金	1,093,978
無形固定資産	20,938	資本剰余金	757,373
ソフトウェア	13,773	資本準備金	757,360
特許実施権	5,000	その他資本剰余金	12
その他	2,164		
		利益剰余金	6,361,988
投資その他の資産	2,581,169	利益準備金	209,279
投資有価証券	1,068,992	その他利益剰余金	6,152,708
関係会社株式	791,193	固定資産圧縮積立金	16,407
出資金	525	別途積立金	3,828,000
長期貸付金	306,740	繰越利益剰余金	2,308,301
前払年金費用	271,794		
その他	147,673	自己株式	△ 31,820
貸倒引当金	△ 5,750		
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	313,099
		純資産合計	8,494,619
資産合計	12,197,293	負債・純資産合計	12,197,293

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		12,303,477
売上原価		11,205,189
売上総利益		1,098,288
販売費及び一般管理費		1,068,003
営業利益		30,284
営業外収益		
受取利息及び配当金	143,964	
その他	37,349	181,313
営業外費用		
支払利息	3,302	
為替差損	40,685	
減価償却費	42,031	
その他	1,902	87,922
経常利益		123,675
特別利益		
固定資産売却益	1,164	1,164
特別損失		
固定資産売却損	3,270	
固定資産除却損	7,140	
損害賠償金	8,578	
ゴルフ会員権売却損	263	19,251
税引前当期純利益		105,587
法人税、住民税及び事業税	14,300	
法人税等調整額	△ 28,487	△ 14,187
当期純利益		119,774

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,093,978	757,360	12	757,373	209,279	17,269	3,828,000	2,257,035
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△69,371
当期純利益								119,774
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額						367		△ 367
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,230		1,230
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△ 862	－	51,266
当期末残高	1,093,978	757,360	12	757,373	209,279	16,407	3,828,000	2,308,301

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	6,311,584	△ 29,099	8,133,837	459,595	459,595	8,593,433
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△ 69,371		△ 69,371			△ 69,371
当期純利益	119,774		119,774			119,774
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額	－		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－			－
自己株式の取得		△ 2,720	△ 2,720			△ 2,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△146,496	△146,496	△146,496
事業年度中の変動額合計	50,403	△ 2,720	47,682	△146,496	△146,496	△ 98,813
当期末残高	6,361,988	△ 31,820	8,181,520	313,099	313,099	8,494,619

注記事項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
・時価のあるもの	期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産	評価基準は原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）によっております。
製品及び仕掛品	売価還元法による原価法
商品	最終仕入原価法
原材料	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産	定率法 ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については､定額法によっております。
(2) 無形固定資産	定額法
(3) リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の

発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金　役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100％相当額を計上しております。

(6) 製品保証引当金　今後必要と見込まれる保証費用の支払に備えるため、売上高に対する保証費用の発生率に基づいて算定した金額を繰り入れております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法　金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　金利スワップ

ヘッジ対象　借入金に係る金利変動

ヘッジ方針　リスク管理方針に基づき、借入金に係る金利変動をリスクヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法　当社の採用しているヘッジ会計の方法は、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性評価を省略しております。

(2) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

工場財団（土地・建物・機械装置）　1,723,391千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）　53,100千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　15,563,675千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　506,069千円

長期金銭債権　302,627千円

短期金銭債務　471,334千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	690,749千円
仕入高	1,461,220千円

(2) 営業取引以外の取引高　123,757千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	94,306	7,723	―	102,029

（変動理由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加　7,723株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	46,017千円
固定資産除却損	870千円
少額固定資産	21,920千円
関係会社株式評価損	257,405千円
未払事業税	2,457千円
未払退職金	1,398千円
賞与引当金	68,583千円
役員退職慰労引当金	9,482千円
減損損失	9,294千円
製品保証引当金	4,819千円
貸倒引当金	1,752千円
資産除去債務	29,954千円
その他	3,632千円
繰延税金資産小計	457,589千円
評価性引当額	△434,215千円
繰延税金資産合計	23,374千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△137,193千円
前払年金費用	△ 22,604千円
固定資産圧縮積立金	△ 7,201千円
資産除去債務に係る建物	△ 904千円
繰延税金負債合計	△167,902千円
繰延税金負債の純額	△144,528千円

関連当事者との取引に関する注記

主要株主

（単位：千円）

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
トヨタ自動車㈱	被所有 直接 10.2%	当社製品の販売	当社製品の販売（注1）	1,818,875	売掛金	235,456

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

（注２）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

子会社

（単位：千円）

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注５）	科目	期末残高（注５）
㈱守山製作所	所有 直接 100.00%	役員の兼任 商品の仕入 土地・建物の賃貸	ナット類の仕入(注1)	818,775	買掛金	292,121
			土地・建物の賃貸(注2)	26,760	—	—
㈱江南螺子製作所	所有 直接 100.00%	役員の兼任 部品の仕入	ねじ製品の仕入(注1)	642,445	買掛金	178,089
OSR,INC.	所有 直接 93.33%	役員の兼任 ねじ製品の販売 資金の援助	ねじ製品の販売(注4)	231,066	売掛金(注6)	93,657
			資金の貸付の回収(注3)	37,824	長期貸付金	44,294
					短期貸付金	49,894
OWARI PRECISION PRODUCTS(INDIA) PVT.LTD.	所有 直接 100.00%	役員の兼任 精密鍛造品の販売 資金の援助	精密鍛造品の販売(注4)	41,704	—	—
					長期貸付金	258,333
					短期貸付金	51,666
OYT.,CO.LTD.	所有 直接 89.99%	役員の兼任 精密鍛造品の販売 ねじ製品の販売	精密鍛造品の販売(注4)	359,402	売掛金（注6）	199,351
			ねじ製品の販売(注4)	1,619		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格については、提示された見積書に対して市場実勢を勘案し、金額の妥当性を判断したうえで決定しております。

（注２）価格については、市場実勢を勘案し、金額の妥当性を判断したうえで決定しております。

（注３）資金の貸付については市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間５年～８年としております。なお、担保は受け入れておりません。

（注４）価格については、再販売価格基準法により決定しております。

（注５）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高（貸付金を除く）には消費税等を含めております。

（注６）回収条件については、請求後６ヶ月後現金支払いとしております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	734円99銭
１株当たり当期純利益	10円36銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付企業年金：退職金制度の一部について確定給付企業年金制度を採用しております。

退職一時金：退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	△1,528,269千円
②年金資産	564,894
③退職給付信託資産	1,224,199
④未積立退職給付債務（①＋②＋③）	260,824
⑤未認識数理計算上の差異	10,970
⑥貸借対照表計上額純額（④＋⑤）	271,794
⑦前払年金費用	271,794
⑧退職給付引当金（⑥－⑦）	―

(3) 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	159,042千円
①勤務費用	109,300
②利息費用	6,036
③期待運用収益	△ 11,017
④数理計算上の差異の費用処理額	54,723

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.00
③期待運用収益率	2.00%
④数理計算上の差異の処理年数	10年 各事業年度発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,322,058	流動負債	4,105,142
現金及び預金	3,370,685	支払手形及び買掛金	2,582,143
受取手形及び売掛金	2,816,922	1年内返済予定の長期借入金	169,991
商品及び製品	862,900	リース債務	24,321
仕掛品	736,709	未払金	96,698
原材料及び貯蔵品	1,337,185	未払費用	475,044
繰延税金資産	18,907	未払法人税等	139,376
未収入金	70,185	賞与引当金	217,096
その他	108,563	役員賞与引当金	19,195
		製品保証引当金	15,700
固定資産	6,715,733	設備購入支払手形	25,475
有形固定資産	5,084,168	その他	340,100
建物及び構築物	1,428,057		
機械装置及び運搬具	2,125,380	固定負債	664,936
土地	965,032	長期借入金	240,000
リース資産	104,123	リース債務	80,904
建設仮勘定	375,705	繰延税金負債	169,577
その他	85,869	退職給付に係る負債	23,336
		役員退職慰労引当金	34,719
無形固定資産	22,549	資産除去債務	116,398
		負債合計	4,770,078
投資その他の資産	1,609,015	（純資産の部）	
投資有価証券	1,069,355	株主資本	11,064,238
長期貸付金	4,112	資本金	1,093,978
繰延税金資産	8,998	資本剰余金	757,373
退職給付に係る資産	260,824	利益剰余金	9,244,706
その他	271,474	自己株式	△ 31,820
貸倒引当金	△ 5,750		
		その他の包括利益累計額	85,917
		その他有価証券評価差額金	313,099
		為替換算調整勘定	△219,554
		退職給付に係る調整累計額	△ 7,627
		非支配株主持分	117,558
		純資産合計	11,267,713
資産合計	16,037,791	負債・純資産合計	16,037,791

連結損益計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		16,381,261
売上原価		14,534,078
売上総利益		1,847,183
販売費及び一般管理費		1,363,361
営業利益		483,821
営業外収益		
受取利息及び配当金	55,140	
その他	18,274	73,414
営業外費用		
支払利息	7,100	
為替差損	31,906	
減価償却費	42,031	
その他	1,902	82,940
経常利益		474,295
特別利益		
固定資産売却益	1,306	1,306
特別損失		
固定資産売却損	6,390	
固定資産除却損	7,142	
ゴルフ会員権売却損	263	
損害賠償金	8,578	22,374
税金等調整前当期純利益		453,227
法人税、住民税及び事業税	89,269	
法人税等調整額	△ 11,153	78,116
当期純利益		375,111
非支配株主に帰属する当期純利益		24,542
親会社株主に帰属する当期純利益		350,568

連結株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,093,978	757,373	8,965,698	△ 29,099	10,787,950
連結会計年度中の変動額					
剰余金による配当			△ 71,559		△ 71,559
親会社株主に帰属する当期純利益			350,568		350,568
自己株式の取得				△ 2,720	△ 2,720
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	279,008	△ 2,720	276,287
当期末残高	1,093,978	757,373	9,244,706	△ 31,820	11,064,238

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	459,595	△ 85,535	213,900	587,961	106,890	11,482,802
連結会計年度中の変動額						
剰余金による配当						△ 71,559
親会社株主に帰属する当期純利益						350,568
自己株式の取得						△ 2,720
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△146,496	△134,019	△221,528	△502,044	10,667	△491,376
連結会計年度中の変動額合計	△146,496	△134,019	△221,528	△502,044	10,667	△215,089
当期末残高	313,099	△219,554	△ 7,627	85,917	117,558	11,267,713

注記事項

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　6社

連結子会社の名称

株式会社守山製作所、株式会社江南螺子製作所、株式会社美濃コーティング、OSR,INC.、OWARI PRECISION PRODUCTS（INDIA）PVT.LTD.、OYT CO.,LTD. であります。

2．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、OSR,INC.およびOYT CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、OWARI PRECISION PRODUCTS（INDIA）PVT.LTD.は、決算日を３月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は15か月となっております。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産	評価基準は原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）によっております。
製品及び仕掛品	売価還元法による原価法
商品	最終仕入原価法
原材料	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産	連結計算書類作成会社および国内連結子会社については定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法 また、在外連結子会社については定額法によっております。
②無形固定資産	定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
③役員賞与引当金	役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
④役員退職慰労引当金	役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。
⑤製品保証引当金	今後必要と見込まれる保証費用の支払に備えるため、売上高に対する保証費用の発生率に基づいて算定した金額を繰り入れております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金に係る金利変動
ヘッジ方針	リスク管理方針に基づき、借入金に係る金利変動をリスクヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	連結計算書類作成会社の採用しているヘッジ会計の方法は、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により按分した額を、発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

④外貨建資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

4．会計方針の変更

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

工場財団（土地・建物・機械装置）　1,723,391千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）　53,100千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　18,852,892千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	11,659,500	―	―	11,659,500

2．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	94,306	7,723	―	102,029

（変動理由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加　7,723株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月29日取締役会	普通株式	34,695	3.0	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	34,675	3.0	平成27年９月30日	平成27年12月１日
計		69,371			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月27日取締役会	普通株式	34,672	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客のリスクは、契約事項管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、長期借入金は稟議事項になっており、それに伴うデリバティブ取引の締結等は稟議決裁により行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価（※）	差額
(1)現金及び預金	3,370,685	3,370,685	―
(2)受取手形及び売掛金	2,816,922	2,816,922	―
(3)投資有価証券			―
その他有価証券	894,258	894,258	―
(4)支払手形及び買掛金	(2,582,143)	(2,582,143)	―
(5)１年内返済予定の長期借入金	(169,991)		
(6)長期借入金	(240,000)		
長期借入金合計	(409,991)	(410,044)	(53)
(7)デリバティブ取引	―	―	―

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) １年内返済予定の長期借入金　並びに (6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照)。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額175,096千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	964円76銭
１株当たり当期純利益	30円32銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

尾張精機株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之　㊞
業務執行社員　公認会計士　小室　豊和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、尾張精機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

尾張精機株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之　㊞
業務執行社員　公認会計士　小室　豊和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、尾張精機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、尾張精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第173期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、毎月、子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月24日

尾張精機株式会社　監査役会

常勤監査役　尾嵜　政行　㊞

社外監査役　須田　佳孝　㊞

社外監査役　伊藤　真弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設案につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示す。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条〔機関〕 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会	第４条〔機関〕 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会

現　行　定　款	変　更　案
(2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(2) 監査等委員会 （削　除） (3) 会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第７条（条文省略）	第６条～第７条（現行どおり）
第８条（取締役会決議による自己の株式の収得） 本会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第９条～第13条（条文省略）	第８条～第12条（現行どおり）
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第14条～第20条　（条文省略）	第13条～第19条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第21条〔取締役の員数〕 本会社は、取締役10名以内を置く。	第20条〔取締役の員数〕 本会社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）７名以内を置く。
（新設）	２．本会社は、監査等委員である取締役４名以内を置く。
第22条〔取締役の選任〕 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。	第21条〔取締役の選任〕 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
第23条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終	第22条〔取締役の任期〕 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最

現　行　定　款	変　更　案
結の時までとする。	終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第24条（条文省略）	第23条（現行どおり）
第25条（条文省略）	第24条（現行どおり）
第26条〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、取締役会の日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２．取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	第25条〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、取締役会の日の３日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２．取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
（新設）	第26条〔重要な業務執行の決定の委任〕 本会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第27条〔取締役会の決議の省略〕 　取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録によって同意したとき(ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	第27条〔取締役会の決議の省略〕 　取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録によって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第28条〔取締役会の議事録〕 　取締役会の議事については、議事録を作成し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。	第28条〔取締役会の議事録〕 　取締役会の議事については、議事録を作成し、出席取締役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。
第29条〔取締役の報酬〕 　取締役全員分の月額報酬総額の上限枠は、株主総会の決議をもって定める。	第29条〔取締役の報酬〕 　取締役全員分の月額報酬総額の上限枠は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第30条〔顧問または相談役〕 　取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。	第30条〔執行役員、顧問または相談役〕 　取締役会の決議により、執行役員、顧問または相談役を置くことができる。
（新設）	第31条〔取締役の責任限定契約〕 　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 　ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第31条〔監査役の員数〕 　本会社は、監査役４名以内を置く。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第32条〔監査役の選任〕 　監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。	（削除）
第33条〔監査役の任期〕 　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第34条〔補欠監査役の予選の効力〕 　補欠監査役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第35条〔常勤監査役〕 　監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。	（削除）
第36条〔監査役会の招集通知〕 　監査役会の招集通知は、監査役会の日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２．監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	（削除）
第37条〔監査役会の議事録〕 　監査役会の議事については、議事録を作成し、出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。	（削除）
第38条〔監査役の報酬〕 　監査役全員分の月額報酬総額の	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
上限枠は、株主総会の決議をもって定める。	
第39条〔社外監査役との責任限定契約〕 　本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第１項の責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	第32条〔常勤の監査等委員〕 　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第33条〔監査等委員会の招集通知〕 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。 　ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。 ２．監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
（新設）	第34条〔監査等委員会の議事録〕 　監査等委員会の議事については、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または署名（電子署名含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第41条（条文省略）	第35条～第36条（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第42条～第45条（条文省略）	第37条～第40条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案に同じです。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	兵藤光司（ひょうどうこうじ） （昭和32年６月６日）	昭和55年４月 トヨタ自動車工業㈱（現トヨタ自動車㈱）入社 平成18年１月 同社豪亜中近東事業部プロジェクト室長 平成20年７月 パキスタンINDUS MOTOR COMPANY LIMITED 赴任 平成21年１月 同社副会長 平成25年１月 当社顧問 平成25年６月 当社常務取締役営業本部長 平成26年６月 当社代表取締役副社長 平成27年６月 当社代表取締役社長現在に至る	7,000株
2	児玉啓二（こだまけいじ） （昭和31年９月10日）	平成４年３月 当社入社 平成22年４月 当社総務部長 平成23年６月 当社取締役総務部長現在に至る	18,000株
3	平松繁孝（ひらまつしげたか） （昭和33年９月26日）	昭和56年３月 当社入社 平成26年４月 当社本社副工場長兼美濃工場長（部長待遇）兼技術部長（本社） 平成26年６月 当社取締役 平成27年８月 当社取締役旭工場長、技術部長（旭）兼技術部開発室長および旭工場の生産・品質・技術、改善推進室担当 平成28年５月 当社取締役製造２部担当現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	小林俊彦（こばやしとしひこ）（昭和27年９月１日）	昭和50年４月 旭硝子㈱入社 平成11年２月 同社豊田営業センター トヨタグローバルアカウントマネージャー（参事） 平成17年３月 同社日本・アジア事業本部長（上席参事） 平成19年１月 同社中国自動車ガラス新会社董事長および総経理 平成21年２月 同社豊田営業センター トヨタグローバルアカウントマネージャー（上席参事） 平成26年10月 当社営業部理事 平成27年４月 当社営業１部理事 平成27年６月 当社取締役 営業１部長 現在に至る	2,000株

（注）各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小林茂（こばやしげる）（昭和34年３月11日）	昭和57年４月 ㈱東海銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年６月 同行高畑支店長兼高畑法人営業部長 平成18年４月 同行春日井支社長 平成20年６月 同行半田支社長 平成23年３月 当社顧問 平成23年６月 当社監査役 平成24年６月 当社取締役 平成27年６月 当社取締役 営業２部長 現在に至る	13,000株

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	すだよしたか 須田佳孝 （昭和35年１月25日）	昭和58年４月　三菱金属㈱（現 三菱マテリアル㈱）入社 平成17年４月　同社高性能材料事業部部長補佐 平成19年10月　同社桶川製作所製造部長 平成22年１月　同社桶川製作所副所長 平成22年６月　当社監査役 現在に至る 平成22年７月　ＭＭＣスーパーアロイ㈱（現 日立金属ＭＭＣスーパーアロイ㈱）取締役業務管理部長兼安全環境室長 平成25年３月　同社常務取締役 平成25年４月　同社常務取締役事務部長 平成26年７月　日立金属ＭＭＣスーパーアロイ㈱常務取締役桶川事業所長 現在に至る	な　し
3	いとうまさひろ 伊藤真弘 （昭和36年11月11日）	昭和59年４月　㈱セントラルファイナンス入社 平成６年８月　伊藤真弘税理士事務所所長 平成９年９月　㈲はたやコーポレーション代表取締役 現在に至る 平成20年６月　当社補欠監査役 平成23年６月　当社監査役 現在に至る 平成26年10月　丸の内中央総合事務所グループ代表 現在に至る 税理士法人丸の内中央総合事務所代表 現在に至る	な　し

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２．須田佳孝氏および伊藤真弘氏は社外取締役候補者であります。

３．須田佳孝氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の大株主で、当社製品材料の主要な仕入先である日立金属ＭＭＣスーパーアロイ㈱の常務取締役桶川事業所長であり、その経験を活かした適切な経営の指導や幅広い見地からの助言を期待できると判断したものであります。

４．伊藤真弘氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として高度な専門知識や豊富な経験を有しており、公正かつ客観的立場からの経営の監督および助言を期待できると判断したものであります。

５．須田佳孝氏および伊藤真弘氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となります。

6．須田佳孝氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
7．伊藤真弘氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
8．第1号議案「定款一部変更の件」ならびに小林茂、須田佳孝および伊藤真弘の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
林　伸文（はやし　のぶふみ） （昭和30年4月12日）	昭和53年3月　昭和監査法人（現 新日本監査法人）大阪事務所入所 昭和56年9月　監査法人丸の内会計事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成26年10月　公認会計士林伸文事務所所長 現在に至る 平成26年10月　有限会社林製陶所代表取締役 現在に至る 平成26年11月　林伸文税理士事務所所長 現在に至る 平成27年6月　㈱フジミインコーポレーテッド補欠監査役 現在に至る	な　し

（注）1．補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2．林伸文氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3．林伸文氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただける

ものと判断したものであります。

4．第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ林伸文氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成24年６月29日開催の定時株主総会において、月額1,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を「年額150百万円以内」とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額25百万円以内」とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役亀井勇氏および取締役小林茂氏は任期満了により退任されます。また当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、現任監査役全員は任期満了により退任となります。つきましては、退任取締役および退任監査役に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法について、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
亀井　勇	平成24年６月　当社取締役　現在に至る
小林　茂	平成24年６月　当社取締役　現在に至る
尾嵜政行	平成24年６月　当社監査役　現在に至る
須田佳孝	平成22年６月　当社監査役　現在に至る
伊藤真弘	平成23年６月　当社監査役　現在に至る

第８号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役６名および監査役３名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額18,500千円（取締役分17,000千円　監査役分1,500千円）を支給することといたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

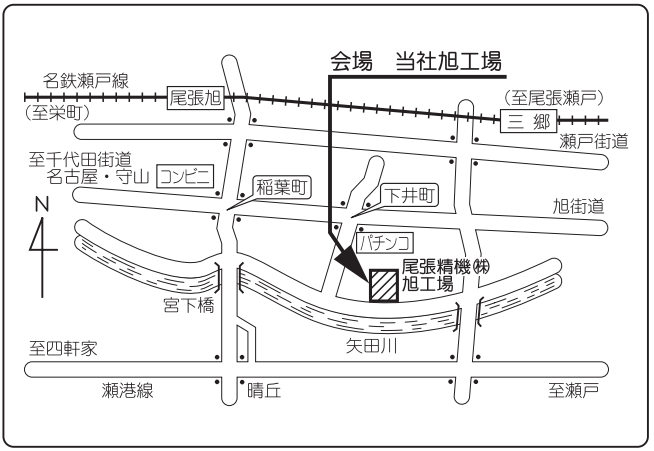

◎ 名鉄瀬戸線……尾張旭駅より車で約8分

◎ 市営地下鉄……藤が丘駅より車で約15分

（当日、名鉄尾張旭駅北側ロータリーより会場行バス（午前9時35分出発）を、また総会終了後、玄関前より名鉄尾張旭駅前行バスをご用意いたしますのでご利用下さい。）